

佐世保市公告第 86 号

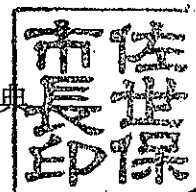
農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 12 条第 1 項の規定により令和 5 年 3 月 31 日付け佐世保市公告第 118 号で公告した佐世保農業振興地域整備計画を、同法第 13 条第 1 項の規定により変更するので、同法 13 条第 4 項において準用する同法 11 条第 1 項の規定により公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画の案に変更理由書を添えて次のとおり縦覧に供する。

なお、当市の住民は、縦覧期間終了の日までに縦覧に供した農業振興地域整備計画の案について市に意見書を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画の案のうち農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から 15 日以内に市にこれを申し出ることができる。

令和 7 年 4 月 8 日

佐世保市長 宮島 大興



- 1 佐世保農業振興地域整備計画の案の縦覧期間
自 令和 7 年 4 月 9 日
至 令和 7 年 5 月 8 日
- 2 佐世保農業振興地域整備計画の案に対する異議申立期間
自 令和 7 年 5 月 9 日
至 令和 7 年 5 月 23 日
- 3 佐世保農業振興地域整備計画の案の縦覧場所
佐世保市八幡町 1 番 10 号
佐世保市役所農政課

(以 上)